

保証書

この度は、造園外構工事をご注文頂き、誠にありがとうございます御座いました。

私共は、全ての施工の工程において、自信を持って行ってまいりました。

しかし、万が一、施工に不備があった場合、弊社にて定めた保証基準（裏面参照）に基づき保証させていただきます。

有限会社 セイコ緑地建設
代表取締役 片岡純一
宮城県仙台市泉区松森字鹿島 50-120

造園外構工事完了日 平成 21 年 月 日

お客様名称 様

保証基準内容：裏面に記載したとおりです。



保証内容基準

- 保証対象部位:構造躯体 RC造の土留壁
保証対象現象:構造強度に重要な影響を及ぼす変形・破損亀裂(1mm以下の微細なヘアークラックは除く)
保証内容:補修・補強 保証期間:10年
- 保証対象部位:外構・門扉・フェンス・カーポート等の構築物、装飾金物類(スチール製品の錆は除く)
保証対象現象:作動不良・仕上げ材の亀裂・破損、はずれ
保証内容:機能の回復 保証期間:2年
- 保証対象部位:構造躯体以外のコンクリート部分:テラス・ポーチ・犬走り・内外土間コンクリート等
保証対象現象:著しい沈下・1mm以上の亀裂・タイルおよびモルタル等の剥離(多少の沈降は、避けることが不可能なので含まず)
保証内容:復旧・補修 保証期間:1年
- 保証対象部位:組積工作物(コンクリートブロック、れんが等の組積による内・外壁)
保証対象現象:目地部分の著しい亀裂・変形・およびそれによって生じた隙間
保証内容:復旧補修および不良部分の材料の交換 保証期間:1年
- 保証対象部位:外部階段
保証対象現象:材料の著しい変形・変質・ゆがみ亀裂(盛土カ所の沈下等自然発生的場合は除く)
保証内容:復旧補修および不良部材の交換 保証期間:1年
- 保証対象部位:壁仕上げ材
保証対象現象:性能上重大な影響をおよぼす、著しいそり・ねじれ・仕上げ材の変化・剥離・亀裂(モルタル等の物性による通常の収縮=ヘアークラックは含まず)
保証内容:補修復旧 保証期間:1年
- 保証対象部位:屋外木部の塗装
保証対象現象:剥離・白華・亀裂及び著しい変色(通常の紫外線劣化による退色及び軽微な変色は含まず)
保証内容:復旧補修 保証期間:3ヶ月
- 保証対象部位:植栽
保証対象現象:通常の気象条件下における植栽の枯損
(管理者(施主様)の日常的な管理不足(水きり・過肥・)又は移植による場合・病害虫の影響を除きます。)
保証内容:植替 保証期間:1年
- 保証対象部位:電気設備 スイッチコンセント・電気照明・設備機器類
保証対象現象:スイッチ類の作動不良・コンセントの機能不良・電気器具・機器類の作動不良及び取り付け不良(照明器具の管球の寿命による損耗は含まず)
保証内容:復旧補修および不良部品の交換 保証期間:1年

免責事項

1. 地震、台風、暴風雨、積雪、噴火、洪水、津波、落雷、竜巻、地すべり、崖崩れ、若しくはこれらに類似する自然現象及び不可抗力により地盤が変化し、それにより建物や地盤の破壊等による不具合。
2. 火災、爆発、暴動、戦争、革命、内乱、不可抗力の場合による不具合。
3. 近隣土木工事(盛土、造成、杭打ち、地下、道路など)の影響による予測困難な引渡後の地盤変動、土砂崩れ等による不具合。
4. 所有者又は使用者の故意による事故、または重大な過失での事故。また、著しく不適切な維持管理および通常予測される使用状態と著しく異なる使用による不具合。
5. 通常想定される自然劣化(消耗、摩擦、サビ、カビ、変質、変色および表し化粧材の割れ、ねじれ、腐朽等)、およびこれらが原因で生じた不具合。
6. 請負契約当時の実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた不具合。
7. 登録ビルダーがその不適切さを指摘したにもかかわらず、所有者が採用させた設計、施工方法、若しくは資材に瑕疵があった場合、またはビルダー(ビルダーの下請負人を含む。以下本号において同じ)以外の者の施工に瑕疵が有る等、ビルダー以外の者に帰すべき事由の場合の不具合。
8. 設計・施工において故意または重過失による不適切な行為が発見された場合の不具合。
9. 車両、鉄道等の通行による振動等に起因した不具合。
10. 動植物等(鳥の巣、家畜の糞尿、植物の根の成長、病害虫等)に起因する不具合。
11. 浴室の水漏りや設備配管の不良等、設備機器の工事や製品に起因する不具合。
12. 地中構築物(地下車庫、擁壁の施工不良なども含む)、地中埋設物(切り株、廃棄物など)、その他(古井戸、トンネル、坑道、防空壕など)に起因する不具合。
13. ピアノ、金庫等、設計時に考慮されていない重量積載物に起因した不具合。
14. 地下水の汲み上げ等に起因する不具合。
15. 保証期間終了後に発見された不具合。
16. 外壁(外気に接する部分の壁を含む)表しの木部に起因した雨水の浸入による不具合。
17. 土と接する部分からの雨水の浸入(地下水を含む)による不具合。
18. 建材メーカー(製造所)や品質保証を行う団体(機関)等が定める仕様・施工方法に拠らない場合の不具合。

基本管理(メンテナンス)は定期的に必要です。(特に植栽)、
ご連絡頂ければ、都度、維持管理の業務(植栽剪定・再塗装等)
を行います(別途有償)